

とちぎUターン対策強化事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託するとちぎUターン対策強化事業の業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

本県出身で東京圏に在住する学生から概ね 30 代までの若年層を対象に、県内で活躍する先輩Uターン者等との交流等を通じて本県で働き暮らす魅力を再認識する機会を創出するとともに、東京圏にいながらとちぎとつながりを持ち続けられる機会を提供することで、長期的な視点から出身者のUターン意識の醸成を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和 3 (2021) 年 3 月 19 日 (金) まで

3 業務の内容

上記目的を達成するために、次の(1)から(7)に掲げる業務を実施することとする。(2)についてはアに示す交流イベントを開催することを基本とするが、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により(2)アに示す交流イベントの開催が困難となる場合は、甲と協議の上、(2)イ、ウに示すオンラインイベントのいずれか又は両方の開催により(2)アの開催に代えることができるものとする。

(1) 東京圏在住の本県出身の学生を対象とした Zoom 等の Web 会議サービスを使用した交流・ワークショップイベントの開催

目的： 本県出身の学生がUターン実践者や出身者同士と交流できる場を設けることで、東京圏にいながら栃木県と継続的につながる機会を提供する。

内容： ① Uターン実践者 1 名以上による県内での暮らし方・働き方等の紹介
② ワークショップ
テーマを設定（栃木県との関わり方等）し、ワークシートに基づき意見交換を実施
※ワークショップの実施に当たっては、参加者をグループに分ける、グループごとにファシリテーターを設置する等円滑に意見交換が進行できるよう工夫すること。
③ 自由交流
参加者同士が自由に話せる時間を設定すること。

回数： 5 回以上

定員： 各回 20 名程度

(2) 東京圏在住の本県出身若年層を対象とした交流イベントの開催

ア 都内での交流イベントの開催

目的： 東京圏在住の 20 代から 30 代の本県出身者や(1)の学生向けオンラインイベントの参加者と、県内で活躍する同世代の地域プロジェクトのキーパーソン等が交流することで、とちぎの魅力の再発見につなげ、県内の地域プロジェクトや東京圏における「とちぎと関わ

る活動」への継続的な参加を促す。

- 対 象 : 東京圏在住の 20 代から 30 代の本県出身者、(1) の参加者
- 内 容 : ① Uターン実践者等 (2～3 名程度) によるトークライブ
Uターンした経緯や県内での暮らし方・働き方等について対談形式で紹介
- ② 地元への想いを行動に移すためのワークショップ
テーマを設定 (地域づくり、暮らし方等) し、①のゲストやファシリテーターを交えて意見交換を行う
- ③ ゲストと参加者、参加者同士の交流会
- 回 数 : 2 月頃に 1 回開催
- 定 員 : 50 名程度
- 場 所 : 東京都内のイベントスペース等
- そ の 他 : イベントの開催に当たっては、政府又は東京都が示す新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としたイベント等の開催指針等を遵守するとともに、ソーシャルディスタンスの確保、参加者及びスタッフのマスク着用及び消毒の徹底等、必要な処置を行うこと。

イ YouTube 等の動画配信サービスによるオンラインイベントの開催

- 目 的 : 東京圏在住の 20 代から 30 代の本県出身者や本県出身の学生に対し、県内での暮らし方・働き方等に関する情報を提供することで、参加者が Uターンについて考えるきっかけを作る。
- 内 容 : ゲスト (Uターン実践者 2～3 名程度) から Uターンした経緯や県内での暮らし方・働き方等についての体験談を必ず盛り込むこと。
- 回 数 : 1 回以上

ウ Zoom 等の WEB 会議サービスを使用したオンライン交流会の開催

- 目 的 : 東京圏在住の 20 代から 30 代の本県出身者や (1) の学生向けオンラインイベントの参加者と県内で活躍する同世代の地域プロジェクトのキーパーソン等が交流することで、栃木の魅力の再発見につなげ、県内の地域プロジェクトや東京圏における「とちぎと関わる活動」への継続的な参加を促す。
- 内 容 : Zoom、Remo 等、相方向における会話や交流をすることが可能なオンライン会議サービスを利用し、上記目的を達成するために必要なワークショップや交流会等を開催すること。
- 回 数 : 1 回以上
- 参加人数: 50 名程度

- (3)参加者を募集するための各種広報 (フライヤー・チラシ等作成、Facebook・Twitter 等 SNS における情報発信、広告掲載等)
- (4)ゲストスピーカーの手配及び事前調整、会場設営及び交流会の運営に必要な物品の手配・調達、各プログラムの運営等、交流会の運営に必要な全ての業務
- (5)参加者がイベント終了後も継続して本県とつながりを持ち続けるために必要なフォローアップに関する業務
- (6)成果報告書の作成及び提出 (データの提供)
- (7)その他、業務の目的を達成するために必要な全ての業務

4 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 甲が別途実施している「とちぎ暮らし・しごと支援センター設置業務」等の関連事業、あるいは同趣旨のイベント等を実施する民間団体等と連携しながら効果的に事業を実施すること。
- (2) 各交流会の開催日の設定にあたっては、ターゲット層を同じくする他のイベント等(就職イベント等)と重複しないよう十分配慮し、参加者の確保に努めること。
- (3) 参加費は無料を基本とするが、飲食を伴う場合は実費負担分程度の参加費を徴することができるものとする。

5 委託費の支払い等

- (1) 委託費は、3,109,700円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限額とする。
- (2) 委託費の支払いは、事業完了検査後の精算払いとする。

6 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (3) 事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。他の団体と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載すること。